

○農村地域防災減災事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知）新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">農村地域防災減災事業実施要領</p> <p style="text-align: center;">平成25年2月26日付け 24農振第2118号 <u>最終改正 平成31年3月29日付け 30農振第4015号</u></p> <p>第1・第2 【略】</p> <p>第3 事業内容等</p> <p>1 【略】</p> <p>2 整備事業 用排水施設等整備（要綱別表1のⅡの(1)）及び災害管理施設等整備（要綱別表1のⅡの(2)）の事業種類及び事業内容は、要領別表1のとおりとする。 (1)～(12) 【略】 <u>(13) 農業水利施設危機管理対策事業（要領別表1の2の(3)の農業水利施設危機管理対策事業をいう。以下同じ。）の運用は、要領別紙16によるものとする。</u></p> <p>3 体制整備事業 (1) <u>ため池緊急防災環境整備事業</u>（要綱別表1のⅢの(1)の<u>ため池緊急防災環境整備事業</u>をいう。以下同じ。）の運用及び取扱いは、要領別紙14及び要領別紙14-2によるものとする。 (2) 【略】</p> <p>4 土地改良法第87条の4等に基づく事業 土地改良法第87条の4及び第96条の2（第96条の4において準用する第87条の4第1項、第2項及び第4項に関するものに限る。）に基づき実施する事業は、要領別紙3の第2の<u>1の(1)の耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修</u>及び要領別紙6の第2の2に掲げるものとする。</p> <p>第4 事業実施主体 要綱第5の農村振興局長が別に定める事業実施主体は、要領別紙1から要領別紙<u>16</u>までに定めるとおりとする。</p> <p>第5 【略】</p> <p>第6 事業の実施要件</p>	<p style="text-align: center;">農村地域防災減災事業実施要領</p> <p style="text-align: center;">平成25年2月26日付け 24農振第2118号 <u>最終改正 平成30年3月30日付け 29農振第1966号</u></p> <p>第1・第2 【略】</p> <p>第3 事業内容等</p> <p>1 【略】</p> <p>2 整備事業 用排水施設等整備（要綱別表1のⅡの(1)）及び災害管理施設等整備（要綱別表1のⅡの(2)）の事業種類及び事業内容は、要領別表1のとおりとする。 (1)～(12) 【略】 【新設】</p> <p>3 体制整備事業 (1) <u>ため池緊急防災体制整備促進事業</u>（要綱別表1のⅢの(1)の<u>ため池緊急防災体制整備促進事業</u>をいう。以下同じ。）の運用及び取扱いは、要領別紙14及び要領別紙14-2によるものとする。 (2) 【略】</p> <p>4 土地改良法第87条の4等に基づく事業 土地改良法第87条の4及び第96条の2（第96条の4において準用する第87条の4第1項、第2項及び第4項に関するものに限る。）に基づき実施する事業は、要領別紙3の第2の<u>2</u>及び要領別紙6の第2の2に掲げるものとする。</p> <p>第4 事業実施主体 要綱第5の農村振興局長が別に定める事業実施主体は、要領別紙1から要領別紙<u>15</u>までに定めるとおりとする。</p> <p>第5 【略】</p> <p>第6 事業の実施要件</p>

<p>1 要綱第7の1の農村振興局長が別に定める要件は、要領別紙1から要領別紙16までに定めるとおりとする。</p> <p>2 【略】</p> <p>第7 【略】</p> <p>第8 審査の基準 要綱第8の2の事業採択申請書等の審査基準は、次に掲げる条件に照らして行うものとする。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 要領別紙2から要領別紙13-2まで及び要領別紙14の第2の3の事業にあつては、<u>実施計画策定等を除き</u>事業の効果が費用を償うものであること</p> <p>(3)・(4) 【略】</p> <p>第9～第11 【略】</p> <p>第12 固定価格買取制度との調整 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、<u>都道府県、市町村、土地改良区及び土地改良事業団体連合会</u>が電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく<u>固定価格買取制度</u>により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成26年4月1日付け25農振第2313号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を<u>国に納付することとする。</u></p> <p>第13 【略】</p>	<p>1 要綱第7の1の農村振興局長が別に定める要件は、要領別紙1から要領別紙15までに定めるとおりとする。</p> <p>2 【略】</p> <p>第7 【略】</p> <p>第8 審査の基準 要綱第8の2の事業採択申請書等の審査基準は、次に掲げる条件に照らして行うものとする。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 要領別紙2から要領別紙13-2まで及び要領別紙14の第2の4の事業にあつては、事業の効果が費用を償うものであること</p> <p>(3)・(4) 【略】</p> <p>第9～第11 【略】</p> <p>第12 固定価格買取制度との調整 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、<u>土地改良区等（土地改良区及び土地改良事業団体連合会をいう。以下同じ。）</u>が電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく<u>固定価格買取制度（以下「固定価格買取制度」という。）</u>により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成26年4月1日付け25農振第2313号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を<u>都道府県ごとに設置される協議会に納付し地域の小水力発電施設の導入推進等に活用することにより固定価格買取制度との調整を行うものとする。ただし、これにより難しい場合には、地方農政局長等と土地改良区等の協議により、別途調整の方法を定めることとする。</u> <u>なお、平成25年度末までに発電施設の導入可能性について技術的、経済的検討が行われ、その導入可能性が確認されている地区については、この限りでない。</u></p> <p>第13 【略】</p>
--	--

附 則

- 1 この通知は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 農村地域防災減災事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知。以下「要領」という。）第7の3の規定にかかわらず、平成31年度の採択を希望する場合の事業採択申請書等の提出期限は、平成31年10月末日までとする。
- 3 要領第3の2の（13）の農業水利施設危機管理対策事業の着手期間は平成31年度から平成32年度までの2年間とする。
- 4 要領別紙3の第5の5及び要領別紙14の第6の1の都道府県ため池対策実施計画の策定は、平成32年度新規採択地区から作成するものとする。

(要領別表 1)		
事業区分	事業種類	事業内容
1. 【略】	【略】	【略】
2. 災害管理施設等整備	(1)・(2)【略】 <u>(3) 農業水利施設危機管理対策事業</u>	【略】 <u>防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策(平成30年12月14日閣議決定に基づく対策として、非常時においても施設機能を維持するために必要な対策を実施)</u>

別記様式第1号(第7関係)

【略】
1～5 【略】
6. 「今後の防災・減災対策の推進方針」は、以下の内容を記載すること。
(1)～(3) 【略】
(4) 「施設整備計画」は、整備事業(調査計画事業、防災ダム整備事業、ため池整備事業、用排水施設等整備事業、農地保全整備事業、地域防災機能増進事業、農業用河川工作物等応急対策事業、特定農業用管水路等特別対策事業、水質保全対策事業、公害防除特別土地改良事業、地すべり対策事業、農業用施設等災害管理対策事業、農村防災施設整備事業、ため池緊急防災環境整備事業、ため池群管理体制整備事業、農業水利施設危機管理対策事業)ごとに以下の内容を記載すること。このほか、計画する全ての地区について、整備事業名、地区名、施設概要、受益面積、概算工事費、予定工期を記載した表を添付すること。

□調査計画事業
・全体方針(安全度評価、防災情報管理システム整備計画策定、地域危機管理整備計画策定、地域排水機能強化計画策定、ため池防災対策情報整備)

□防災ダム整備事業 【略】
□ため池整備事業
・全体方針(ため池等整備の全体的な整備方針)
【削る。】

【削る。】

【削る。】

(要領別表 1)		
事業区分	事業種類	事業内容
1. 【略】	【略】	【略】
2. 災害管理施設等整備	(1)・(2)【略】 【新設】	【略】 【新設】

別記様式第1号(第7関係)

【略】
1～5 【略】
6. 「今後の防災・減災対策の推進方針」は、以下の内容を記載すること。
(1)～(3) 【略】
(4) 「施設整備計画」は、整備事業(調査計画事業、防災ダム整備事業、ため池整備事業、用排水施設等整備事業、農地保全整備事業、地域防災機能増進事業、農業用河川工作物等応急対策事業、特定農業用管水路等特別対策事業、水質保全対策事業、公害防除特別土地改良事業、地すべり対策事業、農業用施設等災害管理対策事業、農村防災施設整備事業、ため池緊急防災体制整備促進事業、ため池群管理体制整備事業)ごとに以下の内容を記載すること。このほか、計画する全ての地区について、整備事業名、地区名、施設概要、受益面積、概算工事費、予定工期を記載した表を添付すること。

□調査計画事業
・全体方針(安全度評価、防災情報管理システム整備計画策定、地域危機管理整備計画策定、ハザードマップ作成、実施計画策定、ため池緊急防災対策、耐震性点検・耐震化対策整備計画策定、施設長寿命化計画策定、ため池群調査計画策定、地域排水機能強化計画策定)

□防災ダム整備事業 【略】
□ため池整備事業
・全体方針(ため池等整備の全体的な整備方針)
・防災重点ため池(下流に人家や公共施設等があり施設が決壊した場合に影響を与えるおそれがある等のため池であって、地方公共団体が防災、減災、管理・監視を重点的に行う必要があるとするため池をいう。以下同じ。)及び重点整備するため池の定義、点検・整備方針
・都道府県内のため池数と防災重点ため池数及び重点整備するため池数、整備目標数
・ため池の管理・監視方針

【削る。】

【削る。】

□用排水施設等整備事業～□農村防災施設整備事業 【略】

□ため池緊急防災環境整備事業

・全体方針（ため池の監視・管理体制の強化等の全体的な実施方針）

【削る。】

【削る。】

・ため池の監視・管理方針

・関係市町村や施設管理者との役割分担（防災、減災、監視・管理に関するもの）

・都道府県が行う市町村及び施設管理者への支援及び指導の取組内容

□ため池群管理体制整備事業 【略】

□農業水利施設危機管理対策事業

・整備方針（緊急対策を実施するための整備方針）

・整備する土地改良施設数

（5）～（7） 【略】

別記様式第2号（第7関係）

【略】

1～3 【略】

4. 「今後の防災・減災対策の推進方針」は、以下の内容を記載すること。但し、別記様式第1号に記載されているものについては、この限りではない。

（1）～（3） 【略】

（4）「施設整備計画」は、整備事業（調査計画事業、防災ダム整備事業、ため池整備事業、用排水施設等整備事業、農地保全整備事業、地域防災機能増進事業、農業用河川工作物等応急対策事業、特定農業用管水路等特別対策事業、水質保全対策事業、公害防除特別土地改良事業、地すべり対策事業、農業用施設等災害管理対策事業、農村防災施設整備事業、ため池緊急防災環境整備事業、ため池群管理体制整備事業）ごとに以下の内容を記載すること。このほか、計画する全ての地区について、整備事業名、地区名、施設概要、受益面積、概算工事費、予定工期を記載した表を添付すること。

□調査計画事業

・全体方針（安全度評価、防災情報管理システム整備計画策定、地域危機管理整備計画策定、地域排水機能強化計画策定、ため池防災対策情報整備）

□防災ダム整備事業 【略】

□ため池整備事業

・全体方針（ため池等整備の全体的な整備方針）

【削る。】

【削る。】

・関係市町村や施設管理者との役割分担（防災、減災、管理・監視に関するもの）

・都道府県が行う市町村及び施設管理者への支援及び指導の取組内容

□用排水施設等整備事業～□農村防災施設整備事業 【略】

□ため池緊急防災体制整備促進事業

・全体方針（ため池の監視・管理体制の強化等の全体的な実施方針）

・防災重点ため池の定義

・都道府県内のため池数と防災重点ため池数、整備目標数、廃止目標数

・ため池の監視・管理方針

・関係市町村や施設管理者との役割分担（防災、減災、監視・管理に関するもの）

・都道府県が行う市町村及び施設管理者への支援及び指導の取組内容

□ため池群管理体制整備事業 【略】

【新設】

（5）～（7） 【略】

別記様式第2号（第7関係）

【略】

1～3 【略】

4. 「今後の防災・減災対策の推進方針」は、以下の内容を記載すること。

（1）～（3） 【略】

（4）「施設整備計画」は、整備事業（調査計画事業、防災ダム整備事業、ため池整備事業、用排水施設等整備事業、農地保全整備事業、地域防災機能増進事業、農業用河川工作物等応急対策事業、特定農業用管水路等特別対策事業、水質保全対策事業、公害防除特別土地改良事業、地すべり対策事業、農業用施設等災害管理対策事業、農村防災施設整備事業、ため池緊急防災体制整備促進事業、ため池群管理体制整備事業）ごとに以下の内容を記載すること。このほか、計画する全ての地区について、整備事業名、地区名、施設概要、受益面積、概算工事費、予定工期を記載した表を添付すること。

□調査計画事業

・全体方針（安全度評価、防災情報管理システム整備計画策定、地域危機管理整備計画策定、ハザードマップ作成、実施計画策定、ため池緊急防災対策、耐震性点検・耐震性対策整備計画策定、施設長寿命化計画策定、ため池群調査計画策定、地域排水機能強化計画策定）

□防災ダム整備事業 【略】

□ため池整備事業

・全体方針（ため池等整備の全体的な整備方針）

・防災重点ため池（下流に人家や公共施設等があり施設が決壊した場合に影響を与えるおそれがある等のため池であって、地方公共団体が防災、減災、管理・監視を重点的に行う必要があるとするため池をいう。以下同じ。）及び重点整備するため池の定義、点検・整備方針

・都道府県内のため池数と防災重点ため池数及び重点整備するため池数、整備目標

【削る。】

【削る。】

【削る。】

□用排水施設等整備事業～□農村防災施設整備事業 【略】

□ため池緊急防災環境整備事業

・全体方針（ため池の監視・管理体制の強化等の全体的な実施方針）

【削る。】

【削る。】

・ため池の監視・管理方針

・関係市町村や施設管理者との役割分担（防災、減災、監視・管理に関するもの）

・市町村が行う施設管理者への支援及び指導の取組内容

□ため池群管理体制整備事業 【略】

（5）～（7） 【略】

別記様式第3号（第7関係）～別記様式第4号（第7関係） 【略】

別記様式第5号（第7関係）

農村地域防災減災事業計画概要書

【略】

（注）1～3 【略】

4 採択要件については、要領別紙における該当箇所を記入すること。なお、ため池を整備する際は、ため池マップ、緊急連絡体制及び浸水想定区域図の作成状況も記載すること。

5 【略】

別記様式第6号（第7関係）～別記様式第8－2号（第10号関係） 【略】

数

・ため池の管理・監視方針

・関係市町村や施設管理者との役割分担（防災、減災、管理・監視に関するもの）

・都道府県が行う市町村及び施設管理者への支援及び指導の取組内容

□用排水施設等整備事業～□農村防災施設整備事業 【略】

□ため池緊急防災体制整備促進事業

・全体方針（ため池の監視・管理体制の強化等の全体的な実施方針）

・防災重点ため池の定義

・市町村内のため池数と防災重点ため池数、整備目標数、廃止目標数

・ため池の監視・管理方針

・関係市町村や施設管理者との役割分担（防災、減災、監視・管理に関するもの）

・市町村が行う施設管理者への支援及び指導の取組内容

□ため池群管理体制整備事業 【略】

（5）～（7） 【略】

別記様式第3号（第7関係）～別記様式第4号（第7関係） 【略】

別記様式第5号（第7関係）

農村地域防災減災事業計画概要書

【略】

（注）1～3 【略】

4 採択要件については、要領別紙における該当箇所を記入すること

5 【略】

別記様式第6号（第7関係）～別記様式第8－2号（第10号関係） 【略】

要領別紙1（調査計画事業に係る運用）

第1 【略】

第2 事業内容

1 農村地域防災減災総合計画策定等

(1) 農村地域防災減災総合計画策定

【略】

(2) 安全度評価

【略】

(3) 防災情報管理システム整備計画策定

【略】

(4) 地域危機管理整備計画策定

【略】

(5) 地域排水機能強化計画策定

地域の排水機能を強化するため、既存の土地改良施設の評価に必要な調査を行うとともに、当該施設の整備方針及び期待される効果等を検討し、要領別紙1別記様式第4号の地域排水機能強化計画を策定するものとする。

2 ため池防災対策情報整備

人命、家屋又は公共施設等に被害を及ぼすおそれの高いため池を対象として計画的に防災対策を推進するために行う調査及び当該ため池に係る諸元等の詳細情報を整備するものとする。

【削る。】

【削る。】

【削る。】

【削る。】

【削る。】

要領別紙1（調査計画事業に係る運用）

第1 【略】

第2 事業内容

【新設】

1 農村地域防災減災総合計画策定

【略】

2 安全度評価

【略】

3 防災情報管理システム整備計画策定

【略】

4 地域危機管理整備計画策定

【略】

11 地域排水機能強化計画策定

地域の排水機能を強化するため、既存の土地改良施設の評価に必要な調査を行うとともに、当該施設の整備方針及び期待される効果等を検討し、要領別紙1別記様式第9号の地域排水機能強化計画を策定するものとする。

7 ため池緊急防災対策

人命、人家又は公共施設等に被害を及ぼすおそれの高い農業用又は旧農業用のため池を対象として計画的に防災対策を推進するために行う調査及び当該ため池に係る諸元等の詳細情報を整備するものとする。

5 ハザードマップ作成

災害が発生した場合において、周辺住民等へ被害を及ぼすおそれのある農業用施設に係るハザードマップの作成及び作成のために必要な調査、試験及び測量等を実施するものとする。

6 実施計画策定

整備事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するものとする。

8 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定

大規模地震発生のおそれのある地域において、土地改良施設の耐震性を調査するとともに、必要に応じて要領別紙1別記様式第4号の耐震化対策整備計画を策定するものとする。

9 施設長寿命化計画策定

防災ダム、ため池、地すべり防止施設、農村防災施設又は湛水防除、地盤沈下対策若しくは水質保全対策等の農地防災を目的とした施設について機能診断等の調査を行い、要領別紙1別記様式第5号の施設長寿命化計画を策定するものとする。

10 ため池群調査計画策定

(1) 調査

ため池の決壊防止やため池の持つ洪水調節機能などの評価に必要な調査、整備計画策定に必要な調査をするものとする。

(2) 計画策定

第3 事業実施主体

都道府県又は団体とする。ただし、第2の1の(1)及び(5)の事業にあつては、都道府県又は市町村に限る。

第4 実施要件

調査計画事業における事業の実施要件は、次に掲げるものとする。

- 1 第2の1の(1)及び(2)の事業にあつては、第2の1の(3)から(5)まで又は第2の2若しくは要綱別表1のⅡ又はⅢの事業を行う見込みがあること。
- 2 第2の1の(3)及び(4)の事業にあつては、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

(1)・(2) 【略】

【削る。】

【削る。】

【削る。】

【削る。】

【削る。】

【削る。】

【削る。】

調査結果から、要領別紙1別記様式第8号の農用地災害防止ため池整備計画を策定するものとする。

第3 事業実施主体

都道府県又は団体とする。ただし、第2の1及び11の事業にあつては、都道府県又は市町村に限る。

第4 実施要件

調査計画事業における事業の実施要件は、次に掲げるものとする。

- 1 第2の1及び2の事業にあつては、第2の3から11まで又は要綱別表1のⅡ又はⅢの事業を行う見込みがあること。
- 2 第2の3から5までの事業(3に掲げる事業を除く。)にあつては、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

(1)・(2) 【略】

3 第2の5の事業(農業用ため池(災害防止用のダムを含む。)で実施するものに限る。)にあつては、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

(1) 2に掲げる要件

(2) 防災受益面積7ヘクタール以上又は被害想定額(農外)が4,000万円以上であつて、かつ受益面積2ヘクタール以上

4 第2の5の事業にあつては、次に掲げる事項に該当すること。

(1) ハザードマップを作成した場合は、当該ハザードマップを関係住民等に周知するものとする。

(2) ハザードマップ作成に当たっては、ワークショップを開催する等により関係住民等

との意見交換を行うよう努めること。

5 第2の6の事業にあつては、要綱別表1のⅡ又はⅢの事業の実施要件に該当する事業に係るもの

6 第2の7の事業にあつては、貯水量がおおむね1,000立方メートル以上又は受益面積おおむね0.5ヘクタール以上のもの

7 第2の8の事業にあつては、要領第2の2のアからエまで又はクのいずれかに該当する地域において行う事業であり、要領別紙3の第2の2又は要領別紙6の第2の2の事業の実施要件に該当する事業に係るもの

8 第2の9の事業にあつては、要綱別表1のⅡの事業の実施要件に該当する事業に係るもの

9 第2の10の事業にあつては、次に掲げる要件に該当するもの

(1) 施設が決壊した場合に下流の住宅や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池を含むもの

(2) 防災効果を確保又は十分に発揮するために一体的に整備する必要があるものであつて、かつ、事業実施後に同一の管理下にある見込みのあるものであり、次のいずれかに該当する見込みのある2か所以上のため池を対象とするもの

ア ため池間の農業用水の調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能が向上するもの

イ ため池からの流出水量の調整により、洪水調節機能が向上するもの

ウ 決壊した場合の被害想定範囲が重複するもの

(3) 農業用ため池の受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上であること。

10 第2の11の事業にあつては、次に掲げる要件に該当するもの

- (1) 豪雨により農用地や農業用施設等が被害を受けることが予想される地域又はこの被害を原因として、農用地、住宅、公共施設等に被害を及ぼすことが予想される地域であること。
- (2) 既存の土地改良施設を活用した整備の組合せにより、一体的に効果が発現することが見込まれること。

第5 事業の実施

- 1 第2の2から11までの事業を実施するに当たつては、総合計画又は推進計画に位置付けるものとする。
- 2 第2の事業を実施するに当たつては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙1別記様式第6号により調査計画事業計画概要書を提出するものとする。

3 第2の6の実施計画策定のうち、安全性確保のために行う農業用排水路の転落防止と上部利用のための調査にあつては、整備後の農業用排水路の財産権や管理区分等の調整を含むものとする。なお、二次災害が予想される地区における施設に係る事業を実施する場合には、その旨を当該調査計画事業計画概要書に記載するものとする。

4 第2の7の事業を実施するに当たつては、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく地域防災計画に位置付けられているため池については、原則としてその対象とするものとし、事業の成果が地域防災計画に反映されるよう配慮するものとする。また、計画的に防災対策を推進するため、第2の7の事業により整備されるため池に係る諸元等の詳細情報について、変更、追加又は削除等の必要が生じた場合には所要の更新が行われるよう、事業実施主体は情報の管理体制を整備するものとする。

5 第2の8の事業を実施するに当たつては、施設の諸元や改修履歴等、施設の現状把握を行うものとする。

第6 その他

1 地域住民に影響を与えることが想定される土地改良施設について、第2の8の耐震性点検を実施した場合は、その結果を関係者等に周知するものとする。

2 施設長寿命化計画に基づく対策を実施するに当たつては、農村振興局長が別に定める書類として要領別紙1別記様式7号の施設長寿命化計画の概要を作成し、提出するものとする。

要領別紙2 (防災ダム整備事業に係る運用)

第1 【略】

第2 事業内容

洪水調節用のダム(余水吐その他の附帯施設を含む。)の新設又は改修及び併せ行う

3 第2の1の(5)の事業にあつては、次に掲げる要件に該当するもの

- (1) 豪雨により農用地や農業用施設等が被害を受けることが予想される地域又はこの被害を原因として、農用地、住宅、公共施設等に被害を及ぼすことが予想される地域であること。
- (2) 既存の土地改良施設を活用した整備の組合せにより、一体的に効果が発現することが見込まれること。

第5 事業の実施

- 1 第2の1の(2)から(5)まで及び2の事業を実施するに当たつては、総合計画又は推進計画に位置付けるものとする。
- 2 第2の事業を実施するに当たつては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙1別記様式第5号により調査計画事業計画概要書を提出するものとする。

【削る。】

3 第2の2の事業を実施するに当たつては、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく地域防災計画に位置付けられているため池については、原則としてその対象とするものとし、事業の成果が地域防災計画に反映されるよう配慮するものとする。また、計画的に防災対策を推進するため、第2の2の事業により整備されるため池に係る諸元等の詳細情報について、変更、追加又は削除等の必要が生じた場合には所要の更新が行われるよう、事業実施主体は情報の管理体制を整備するものとする。

【削る。】

【削る。】

要領別紙2 (防災ダム整備事業に係る運用)

第1 【略】

第2 事業内容

1 防災ダム整備事業

洪水調節用のダム(余水吐その他の附帯施設を含む。)の新設又は改修及び併せ

行う関連整備

2 実施計画策定等

(1) 実施計画策定

事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するものとする。

(2) 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定

大規模地震発生のおそれのある地域(要領第2の2のアからエまで又はクのいずれかに該当する地域)において、施設の耐震性を調査するとともに、必要に応じて要領別紙2別記様式第1号の耐震化対策整備計画を策定するものとする。

(3) 施設長寿命化計画策定

機能診断等の調査を行い、要領別紙2別記様式第2号の施設長寿命化計画を策定するものとする。

第3 事業実施主体

第2の1にあっては都道府県、第2の2にあっては都道府県又は団体とする。

第4 【略】

第5 その他

1 農業以外の事業効果が見込まれる場合には、当該効果が全体の事業効果の50%未満のものに限る。

2 第2の2の事業を実施するに当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙1別記様式第5号により調査計画事業計画概要書を提出するものとする。

3 施設長寿命化計画に基づく対策を実施するに当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙2別記様式3号により施設長寿命化計画の概要を作成し、提出するものとする。

要領別紙3 (ため池整備事業に係る運用)

第1 【略】

第2 事業内容

1 ため池総合整備工事

(1) 地震・豪雨対策型

耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修、豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備

(2) 一般整備型

築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、家屋若し

関連整備

【新設】

第3 事業実施主体

都道府県

第4 【略】

第5 その他

農業以外の事業効果が見込まれる場合には、当該効果が全体の事業効果の50%未満のものに限る。

【新設】

【新設】

要領別紙3 (ため池整備事業に係る運用)

第1 【略】

第2 事業内容

1 防災ため池工事

豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備

2 地震対策ため池防災工事

耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修

4 ため池整備工事

築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、人家若し

くは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要するため池（災害防止用のダムを含む。以下「災害発生の防止等が必要なため池」という。）の新設、変更、新設と併せ行う廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備又は管理施設の整備、水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えているため池の水質を改善するために必要な工事

(3) 長寿命化型

施設の機能保全・更新等を計画的に実施するための中長期的な計画（以下「施設長寿命化計画等」という。）に基づいて適切な管理が行われているため池の長寿命化を図るために必要な工事

2 ため池群整備工事

複数のため池を対象に行う、ため池の決壊防止又は洪水調節機能の向上等に資するため池の改修、廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、周辺水路の整備、その他目的を達成するために必要な施設の整備

3 実施計画策定等

(1) 実施計画策定

事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するものとする。

(2) 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定

大規模地震発生のおそれのある地域(要領第2の2のアからエまで又はクのいずれかに該当する地域)において、施設の耐震性を調査するとともに、必要に応じて要領別紙2別記様式第1号の耐震化対策整備計画を策定するものとする。

(3) 施設長寿命化計画策定

機能診断等の調査を行い、要領別紙2別記様式第2号の施設長寿命化計画を策定するものとする。

(4) ため池群調査計画策定

ため池の決壊防止やため池の持つ洪水調節機能などの評価に必要な調査、整備計画策定に必要な調査、調査結果から、要領別紙3別記様式第1号の農用地災害防止ため池整備計画を策定するものとする。

【削る。】

くは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要するため池（災害防止用のダムを含む。以下「災害発生の防止等が必要なため池」という。）の新設、変更、新設と併せ行う廃止、旧農業用ため池の廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備又は管理施設の整備

5 農作物生育阻害等防止工事

ため池の水質汚濁等に起因する農産物等の生育阻害又は農作業の効率の低下を防止するために必要な農業用排水施設の新設、廃止又は変更であって4と併せ行うもの

7 ため池水質改善工事

水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えているため池の水質を改善するために必要な工事

8 ため池長寿命化工事

施設の機能保全・更新等を計画的に実施するための中長期的な計画（以下「施設長寿命化計画等」という。）に基づいて適切な管理が行われているため池の長寿命化を図るために必要な工事

3 ため池群整備工事

複数のため池を対象に行う、ため池の決壊防止又は洪水調節機能の向上等に資するため池の改修、廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、周辺水路の整備、その他目的を達成するために必要な施設の整備

【新設】

6 ため池特別対策整備工事

(1) 災害発生の防止等が必要なため池の廃止と併せ行う耕作放棄地を利用した代替えため池の新設及び附帯施設の整備

(2) (1)と併せ行う農作物等の生育阻害等を防止する工事又は管理施設の整備

(3) (1)と併せ行うため池の廃止後の埋立及び池敷内又は埋立後の土地造成に係る整備

第3 事業実施主体

1 第2の1の(1)のうち豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・

第3 事業実施主体

1 第2の1及び3の事業にあつては、都道府県

増進のために必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備及び第2の2の事業にあつては、都道府県

2 第2の1の(1)のうち耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修にあつては、都道府県又は市町村

3 第2の1の(2)のため池の廃止にあつては、都道府県又は市町村

4 第2の1の(2)（ため池の廃止に係るものを除く。）、(3)及び第2の3の事業にあつては、都道府県又は団体

第4 実施要件

1 大規模事業

(1) 第2の1の(1)の事業にあつては、施設が決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池（以下「防災重点ため池」という。）又は、施設が決壊した場合に農用地に被害を与えるため池であつて次のいずれかに該当するもの。

ア 防災受益面積がおおむね70ヘクタール以上であり、かつ、受益面積がおおむね40ヘクタール以上のもの。ただし、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に基づく指定地域（以下「離島」という。）にあつては、防災受益面積がおおむね40ヘクタール（特例地域において行うものの防災受益面積については、おおむね30ヘクタール）以上であり、かつ、受益面積がおおむね40ヘクタール以上のもの

イ 防災受益面積がおおむね7ヘクタール以上であり、かつ、受益面積がおおむね2ヘクタール以上であつて、想定被害額（農外）が3億円以上のもの【削る。】

(2) 第2の1の(2)（ため池の廃止に係るものを除く。）の事業であつて、(3)に掲げる事業以外のものにあつては、次に該当するもの

ア・イ 【略】

(3) 中山間地域において都道府県が行う第2の1の(2)（ため池の廃止及びため池の水質改善に係るものを除く。）の事業にあつては、次に該当するもの【削る。】

ア 受益面積がおおむね70ヘクタール以上のもの

ただし、奄美群島及び離島において行うものにあつては20ヘクタール以上のもの

イ 総事業費がおおむね3,000万円以上のもの

2 第2の2の事業にあつては、都道府県又は市町村

3 第2の4の旧農業用ため池の廃止及び第2の6の事業にあつては、都道府県又は市町村

4 第2の4（旧農業用ため池の廃止に係るものを除く。）、5、7及び8の事業にあつては、都道府県又は団体とする。ただし、第2の4（旧農業用ため池の廃止に係るものを除く。）、5及び7の事業であつて受益面積10ヘクタール以上の場合、都道府県に限る。

第4 実施要件

1 大規模事業

(1) 第2の1の事業にあつては、次のいずれかに該当するもの。ただし、豪雨による決壊を防止するために行う工事にあつては、施設が決壊した場合に下流の人家や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池に限る。

ア 防災受益面積がおおむね100ヘクタール（要領別紙2の第4に定める特例地域において行うものの防災受益面積については、おおむね70ヘクタール）以上であり、かつ、受益面積がおおむね40ヘクタール以上のもの。ただし、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に基づく指定地域（以下「離島」という。）にあつては、防災受益面積がおおむね40ヘクタール（特例地域において行うものの防災受益面積については、おおむね30ヘクタール）以上であり、かつ、受益面積がおおむね40ヘクタール以上のもの

イ 洪水調節容量が10万立方メートル以上、かつ、洪水調節による被害軽減額が1億円以上のものであつて、受益面積がおおむね40ヘクタール以上のもの

(2) 第2の2の事業にあつては、次のいずれかに該当するもの

ア 防災受益面積がおおむね70ヘクタール以上であり、かつ、受益面積がおおむね40ヘクタール以上のもの

イ 防災受益面積がおおむね7ヘクタール以上であり、かつ、受益面積がおおむね2ヘクタール以上であつて、想定被害額（農外）が3億円以上のもの

(4) 第2の4（旧農業用ため池の廃止に係るものを除く。）、6及び7の事業であつて、(5)に掲げる事業以外のものにあつては、次に該当するもの

ア・イ 【略】

(5) 中山間地域において行う第2の4（旧農業用ため池の廃止に係るものを除く。）及び6の事業にあつては、次に該当するもの

ア 都道府県が行うもの

(ア) 受益面積がおおむね70ヘクタール以上のもの

ただし、奄美群島及び離島において行うものにあつては20ヘクタール以上のもの

(イ) 総事業費がおおむね3,000万円以上のもの

【削る。】

(4) 第2の2の事業にあつては、次に該当するもの

ア 防災重点ため池を含むもの

イ 【略】

ウ ため池の受益面積の合計がおおむね80ヘクタール以上のもの

エ ため池の防災受益面積の合計がおおむね200ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が10億円以上のもの

オ 特例地域において行うものにあつては、エの規定にかかわらず、ため池の防災受益面積の合計がおおむね140ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が7億円以上のもの

カ 離島において行うものにあつては、エの規定にかかわらず、ため池の防災受益面積の合計がおおむね80ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が4億円以上のもの

キ 特例地域であつて、かつ、離島である地域において行うものにあつては、エからカまでの規定にかかわらず、ため池の防災受益面積の合計がおおむね60ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が3億円以上もの

ク 要領別紙3別記様式第1号の農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの

2 小規模事業

(1) 第2の1の(1)の事業にあつては、防災重点ため池又は、施設が決壊した場合に農用地に被害を与えるため池であつて次に該当するもの。ただし、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（平成30年12月14日閣議決定）におけるため池に関する緊急対策（以下「ため池緊急対策」という。）として実施する場合にはこの限りではない。

【削る。】

【削る。】

【削る。】

ア 防災受益面積がおおむね7ヘクタール以上又は想定被害額（農外）が4,000万円以上であつて、かつ、受益面積がおおむね2ヘクタール以上のもの

イ 総事業費がおおむね800万円以上のもの

(2) ため池緊急対策として、第2の1の(1)の事業を実施する場合にあつては、次に該当するもの

イ ため池の水質浄化に係るものについては、農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行うものであつて、総事業費がおおむね3,500万円以上のもの

(3) 第2の3の事業にあつては、次に該当するもの

ア 施設が決壊した場合に下流の住宅や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池を含むもの

イ 【略】

ウ 農業用ため池の受益面積の合計がおおむね80ヘクタール以上のもの

エ 農業用ため池の防災受益面積の合計がおおむね200ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が10億円以上のもの

オ 特例地域において行うものにあつては、エの規定にかかわらず、農業用ため池の防災受益面積の合計がおおむね140ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が7億円以上のもの

カ 離島において行うものにあつては、エの規定にかかわらず、農業用ため池の防災受益面積の合計がおおむね80ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が4億円以上のもの

キ 特例地域であつて、かつ、離島である地域において行うものにあつては、エからカまでの規定にかかわらず、農業用ため池の防災受益面積の合計がおおむね60ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が3億円以上もの

ク 要領別紙1別記様式第8号の農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの

2 小規模事業

(1) 第2の1の事業にあつては、次のいずれかに該当するもの。ただし、豪雨による決壊を防止するために行う工事にあつては、施設が決壊した場合に下流の人家や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池に限る。

ア 防災受益面積がおおむね10ヘクタール（特例地域において行うものの防災受益面積については、おおむね7ヘクタール）以上であり、かつ、受益面積がおおむね5ヘクタール（要領別紙3別表1に掲げる地域において行われるもの又はため池の決壊による想定被害額がおおむね3,000万円以上のものの受益面積については、おおむね2ヘクタール）以上のものであつて、総事業費がおおむね3,000万円以上のもの

イ 洪水調節容量が5,000立方メートル以上、かつ、洪水調節による被害軽減額が1,000万円以上のものであり、受益面積がおおむね5ヘクタール（要領別紙3別表1に掲げる地域において行われるもの又はため池の決壊による想定被害額がおおむね3,000万円以上のものの受益面積については、おおむね2ヘクタール）以上のものであつて、総事業費がおおむね3,000万円以上のもの

(2) 第2の2の事業にあつては、次に該当するもの

防災受益面積がおおむね7ヘクタール以上又は想定被害額（農外）が4,000万円以上であつて、かつ、受益面積がおおむね2ヘクタール以上のもの

【新設】

【新設】

ア 防災受益面積がおおむね7ヘクタール以上又は想定被害額（農外）が4,000万円以上のもの

イ 総事業費がおおむね800万円以上のもの

(3) 第2の1の(2)（ため池の廃止に係るものを除く。）の事業にあっては次に該当するもの。ただし、ため池緊急対策として実施する場合にはこの限りではない。

ア 受益面積がおおむね2ヘクタール以上のもの

イ 総事業費の合計がおおむね800万円以上のもの

【削る。】

ウ ため池の水質浄化に係るものについては、農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行うものであって、総事業費がおおむね3,500万円以上のもの

(4) ため池緊急対策として、第2の1の(2)（ため池の廃止に係るものを除く。）の事業を実施する場合には、総事業費がおおむね800万円以上のもの

(5) 第2の2の事業にあっては、次に該当するもの

ア 防災重点ため池を含むもの

イ 【略】

ウ ため池の受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上のもの

エ ため池の防災受益面積の合計がおおむね20ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が1億円以上のもの

オ 特例地域において行うものにあつては、エの規定にかかわらず、ため池の防災受益面積の合計がおおむね14ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が7,000万円以上のもの

カ 要領別紙3別記様式第1号の農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの

【削る。】

3 第2の1の(1)の事業の農地等の洪水調節機能の発揮のための整備にあっては、対策の対象となる農地面積が10ヘクタール以上であり、次に掲げるもの

(1)～(3)【略】

(4) 第2の4（旧農業用ため池の廃止に係るものを除く。）、6及び7の事業であつて、(5)に掲げる事業以外のものにあつては、次に該当するもの

ア 都道府県が行うもの

(ア) 受益面積がおおむね10ヘクタール（要領別紙3別表1に掲げる地域において行われるものにあつては、おおむね5ヘクタール）（高度な技術を要する場合にあつては、2ヘクタール）以上のもの

(イ) 総事業費の合計がおおむね800万円以上のもの

イ ア以外のものが行うもの

(ア) 受益面積がおおむね10ヘクタール未満のもの

(イ) 総事業費の合計がおおむね800万円以上のもの

ウ ため池の水質浄化に係るものについては、農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行うものであって、総事業費がおおむね3,500万円以上のもの

【新設】

(3) 第2の3の事業にあっては、次に該当するもの

ア 施設が決壊した場合に下流の住宅や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池を含むもの

イ 【略】

ウ 農業用ため池の受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上のもの

エ 農業用ため池の防災受益面積の合計がおおむね20ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が1億円以上のもの

オ 特例地域において行うものにあつては、エの規定にかかわらず、農業用ため池の防災受益面積の合計がおおむね14ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が7,000万円以上のもの

カ 要領別紙1別記様式第8号の農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの

(5) 中山間地域において行う第2の4（旧農業用ため池の廃止に係るものを除く）及び6の事業にあっては、次に該当するもの

ア 都道府県が行うもの

受益面積がおおむね5ヘクタール（高度な技術を要する場合にあつては、2ヘクタール）以上で、総事業費の合計がおおむね800万円以上のもの

イ ア以外のものが行うもの

受益面積がおおむね5ヘクタール未満で、総事業費の合計がおおむね800万円以上のもの

ウ ため池の水質浄化に係るものについては、農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行うものであって、総事業費がおおむね3,500万円以上のもの

3 第2の1の事業と併せ行う農地等の洪水調節機能の発揮のための整備にあっては、対策の対象となる農地面積が10ヘクタール以上であり、次に掲げるもの

(1)～(3)【略】

4 第2の1の(1)の事業のうち、耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修にあつては、次のいずれかに該当するもの

(1) 大規模な地震等の発生に伴って決壊その他の事故による被害を生ずるおそれがあるため池の改修であつて、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条第1項に掲げる地震防災緊急事業五箇年計画に定められ、又は定められる予定があるもの

(2) 要領第2の2のアからエまで又はクのいずれかに該当する地域で行う事業であり、要領別紙2別記様式第1号の耐震化対策整備計画が策定されている事業であること。

5 第2の1の(2)の事業のうち、ため池の廃止にあつては、廃止するため池の貯水量の合計が1,000立方メートル以上であつて、総事業費の合計がおおむね800万円以上のもの

6 第2の1の(3)の事業にあつては、施設長寿命化計画等が策定されており、かつ、受益面積がおおむね2ヘクタール以上のもの。ただし、ため池緊急対策として実施する場合にはこの限りではない。

7 ため池緊急対策として、第2の1の(3)の事業を実施する場合にあつては、施設長寿命化計画等が策定されているもの

【削る。】

【削る。】

第5 事業の実施

1 本事業を実施するにあたり、土地改良法（昭和24年法律第195号）によらない場合にあつても、要綱第8の1の事業計画概要書を提出するものとする。

2 第2の3の事業の実施に当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙1別記様式第5号により調査計画事業計画概要書を提出するものとする。

3 第2の1の(3)の事業の実施に当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として要領別紙2別記様式第3号により施設長寿命化計画の概要を提出するものとする。

4 第2の2の事業の実施に当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める

4 第2の2の事業にあつては次のいずれかに該当するもの

(1) 大規模な地震等の発生に伴って決壊その他の事故による被害を生ずるおそれがある農業用ため池の改修であつて、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条第1項に掲げる地震防災緊急事業五箇年計画に定められ、又は定められる予定があり、かつ、総事業費がおおむね800万円以上のもの

(2) 要領第2の2のアからエまで又はクのいずれかに該当する地域で行う事業であり、要領別紙1別記様式第4号の耐震化対策整備計画が策定されている事業であること。

5 第2の4の事業のうち、旧農業用ため池の廃止にあつては、廃止する旧農業用ため池の貯水量の合計が1,000立方メートル以上であつて、総事業費の合計がおおむね800万円以上のもの

8 第2の8の事業にあつては、施設長寿命化計画等が策定されており、かつ、受益面積がおおむね2ヘクタール以上のもの

【新設】

6 中山間地域で実施する場合においては、1及び2に掲げる要件にかかわらず、次に掲げる要件を満たすことをもって足りるものとする。

(1) 第2の4の事業にあつては、これらの事業の受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上で、総事業費の合計がおおむね800万円以上のもの

(2) 第2の7の事業にあつては、受益面積がおおむね5ヘクタール（高度な技術を要する場合にあつては、おおむね2ヘクタール）以上のもの

7 第2の4の事業の管理施設の整備及び第2の5の事業にあつては、次に掲げるもの

(1) 受益面積がおおむね5ヘクタール（中山間地域で行われるものにあつては、おおむね2ヘクタール）以上のもの

(2) 総事業費の合計がおおむね800万円以上のもの

(3) ため池の水質浄化に係るものについては、農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行うものであつて、総事業費が3,500万円以上のもの

第5 事業の実施

1 本事業を実施するにあたり、土地改良法（昭和24年法律第195号）によらない場合にあつても、要綱第8の1の事業計画概要書を提出するものとする。

【新設】

3 第2の8の事業の実施に当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として要領別紙1別記様式第7号により施設長寿命化計画の概要を提出するものとする。

2 第2の3の事業の実施に当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める

書類として要領別紙3別記様式第1号により農用地災害防止ため池整備計画を提出するものとする。

5 本事業の実施に当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として要領別紙3別記様式第2号により都道府県ため池対策実施計画を提出するものとする。

第6 【略】

【削る。】

要領別紙3-2（ため池整備事業に係る取扱い）

第1 【略】

第2 ため池総合整備工事（地震・豪雨対策型）

1 要領別紙3の第2の1の（1）の事業のうち、地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修

管理施設整備工事のみを行う場合には、あらかじめ事業完了後の施設の予定管理者及び維持管理計画を明らかにする。

2 要領別紙3の第2の1の（1）の事業のうち、豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備

（1） 農業以外の事業効果が見込まれる場合には、当該効果が全体の事業効果の50%未満のものに限る。ただし、防災重点ため池にあつては、この限りではない。

（2） 防災重点ため池で工事を実施する場合にあつては、工事を実施するため池が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき作成する市町村地域防災計画に位置付けられることとする。

【削る。】

第3 ため池総合整備（一般整備型）

1 【略】

2 ため池の廃止は、災害発生の防止、安全管理又は水管理の合理化等を図ることを目的とするものに限るものとし、機能を廃止する上で必要最低限の整備であつて、次の要件のすべてに該当するものとする。

（1）ため池の貯水量の合計がおおむね1,000立方メートル以上であること。

（2）埋立てにより土地造成がなされるときは、当該土地が公共の用に供されるものであること。ただし、堤体の掘削により生じる発生土のみで埋立てる場合を除く。

書類として要領別紙1別記様式第8号により農用地災害防止ため池整備計画を提出するものとする。

【新設】

第6 【略】

要領別紙3別表1

要領別紙3-2（ため池整備事業に係る取扱い）

第1 【略】

第3 地震対策ため池防災工事

管理施設整備工事のみを行う場合には、あらかじめ事業完了後の施設の予定管理者及び維持管理計画を明らかにするとともに、事業費のうち国の助成を除いた残額は都道府県及び市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努めるものとする。

第2 防災ため池工事

1 農業以外の事業効果が見込まれる場合には、当該効果が全体の事業効果の50%未満のものに限る。ただし、豪雨による決壊を防止するために行う工事であつて、施設が決壊した場合に下流の人家や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池にあつては、この限りではない。

2 施設が決壊した場合に下流の人家や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池で工事を実施する場合にあつては、工事を実施するため池が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき作成する市町村地域防災計画に位置付けられることとする。

3 施設が決壊した場合に下流の人家や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池で工事を実施する場合にあつては、事業費のうち国の助成を除いた残額は都道府県及び市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努めるものとする。

第5 ため池整備工事

1 【略】

2 旧農業用ため池の廃止は、災害発生の防止、安全管理又は水管理の合理化等を図ることを目的とするものに限るものとし、機能を廃止する上で必要最低限の整備であつて、次の要件のすべてに該当するものとする。

（1）旧農業用ため池の貯水量の合計がおおむね1,000立方メートル以上であること。

（2）旧農業用ため池の廃止の場合にあつては、埋立て等により土地造成がなされるときは、当該土地が公共の用に供されるものであること。

(3) 事業実施に先立ち、事業実施主体は廃止後の維持管理を行う者と、常時及び非常時の見回り方法、開削部等に異常が確認された場合の対応方法について、明らかにしておくこと。

(4) 【略】

【削る。】

3 【略】

【削る。】

【削る。】

4 水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えているため池の水質を改善するために必要な工事

(1) 以下の要件を満たすものとする。

ア ため池の水質汚濁により、施設機能障害、作物生育障害又は周辺環境への悪影響が生じていること。

イ 農家、地域住民及び行政等の関係者がため池の水質改善策を協議するためのため池水質改善協議会の設置が見込まれること。

(3) 市町村等地方公共団体による事業完了後の維持管理計画が明らかになっていること

(4) 【略】

3 受益面積が10ヘクタール未満のものにあつては、旧農業用ため池の廃止を除き、次の要件のすべてに該当するものとする。ただし、複数のため池で新設又は変更を行う場合にあつては、(1)及び(2)の要件を除く。

(1) ため池の貯水量がおおむね1,000立方メートル以上であること。

(2) ため池周辺の住民の生命に対する危険又は主要な公共施設に対する被害が予測されること。

(3) ため池に関係する農家が2戸以上であること。

(4) 管理者が明確であつて、適正に管理される見込みのあるもの

(5) ため池の廃止の場合にあつては、当該ため池の用水の転換が可能であること。

4 【略】

5 受益面積が10ヘクタール未満のものにあつては、旧農業用ため池の廃止を除き、事業実施主体は、団体とする。

ただし、高度な技術を要するものであつて、受益面積がおおむね2ヘクタール以上のものについては、都道府県を事業実施主体とすることができる。

第6 農作物生育阻害等防止工事

1 受益面積が10ヘクタール未満のものにあつては、第5の3の(1)から(5)までの全てに該当するもの

2 事業実施主体は、第5の4及び5と同様とする。

3 留意すべき事項及び事業内容については次のとおりとする。

(1) ため池の水質汚濁に起因する農作物の生育阻害又は農作業の効率の低下等を防止するために必要な農業用排水施設の新設又は変更

(2) 水質浄化施設整備

ア 接触酸化水路、曝気施設等の浄化施設整備

イ その他の浄化手法を利用した水質浄化施設整備

(3) ため池のしゅんせつ

4 事業実施主体は、受益面積がおおむね10ヘクタール（中山間地域において行われるものにあつては、おおむね5ヘクタール）以上のものにあつては、都道府県、受益面積がおおむね5ヘクタール（中山間地域において行われるものにあつては、おおむね2ヘクタール）以上10ヘクタール（中山間地域において行われるものにあつては、5ヘクタール）未満のものにあつては原則として団体とする。ただし、高度な技術を要するものについては、都道府県とすることができる。

第8 ため池水質改善工事

1 以下の要件を満たすものとする。

(1) ため池の水質汚濁により、施設機能障害、作物生育障害又は周辺環境への悪影響が生じていること。

(2) 農家、地域住民及び行政等の関係者がため池の水質改善策を協議するためのため池水質改善協議会の設置が見込まれること。

(2) 事業内容については次のとおりとする。

- ア 水質を改善するために必要な農業用排水施設の新設又は変更
- イ 水質浄化施設整備
 - (ア) 接触酸化水路、曝気施設等の浄化施設整備
 - (イ) その他の浄化手法を利用した水質浄化施設整備

【削る。】

【削る。】

第4 ため池総合整備工事 長寿命化型

- 1 要領別紙3の第2の1の(3)の施設長寿命化計画等とは、次に掲げる計画のいずれかに該当するもののほか、要領別紙3の第2の3に掲げる施設長寿命化計画とする。

(1)～(5) 【略】

- 2 【略】

第5 【略】

第6 その他

- 1 ため池整備工事として実施する土砂ダム堰堤工事は、ため池の堤体に係る工事と併せて行うものに限るものとする。
- 2 要領別紙3の第4の1の(2)及び(3)、2の(3)に定める「農村振興局長が別に定める条件」とは、以下の条件に該当するものとする。

【略】

- 3 【略】

【削る。】

2 留意すべき事項及び事業内容については次のとおりとする。

(1) 工事の内容

- ア 水質を改善するために必要な農業用排水施設の新設又は変更
- イ 水質浄化施設整備
 - (ア) 接触酸化水路、曝気施設等の浄化施設整備
 - (イ) その他の浄化手法を利用した水質浄化施設整備

ウ ため池のしゅんせつ

(2) 留意すべき事項

都道府県が行う工事のうち、受益面積2ヘクタール以上20ヘクタール未満のものについては、しゅんせつした底泥土の活用等により、ため池の堤体又は周辺法面の補強等に資するものに限る。

第9 ため池長寿命化工事

- 1 要領別紙3の第2の8の施設長寿命化計画等とは、次に掲げる計画のいずれかに該当するもののほか、要領別紙1の第2の9に掲げる施設長寿命化計画とする。

(1)～(5) 【略】

- 2 【略】

第4 【略】

第10 その他

- 1 ため池整備工事及びため池特別対策整備工事として実施する土砂ダム堰堤工事は、ため池の堤体に係る工事と併せて行うものに限るものとする。
- 2 要領別紙3の第4の1の(4)及び(5)、2の(4)及び(5)並びに7に定める「農村振興局長が別に定める条件」とは、以下の条件に該当するものとする。

【略】

- 3 【略】

第7 ため池特別対策整備工事

1 受益面積が10ヘクタール未満のものにあっては、第5の3の(1)から(5)までの全てに該当するもの

2 事業実施主体は、第5の4及び5と同様とする。

3 旧農業用ため池で行う場合に対象とするため池は、次の要件の全てに該当するものとする。

(1) 旧農業用ため池の貯水量の合計がおおむね1,000立方メートル以上であること。

(2) 旧農業用ため池の廃止の場合にあっては、埋立て等により土地造成がなされるときは、当該土地が公共の用に供されるものであること。

(3) 市町村等地方公共団体による事業完了後の維持管理計画が明らかになっていること。

(4) 従前に農業用水を貯留する施設として利用されていたものであって、かつ、他の用途に使用していないもの

要領別紙 4（用排水施設等整備事業に係る運用）

第 1 【略】

第 2 事業内容

1～4 【略】

5 実施計画策定等

(1) 実施計画策定

事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するものとする。

(2) 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定

大規模地震発生のおそれのある地域(要領第 2 の 2 のアからエまで又はクのいずれかに該当する地域)において、施設の耐震性を調査するとともに、必要に応じて要領別紙 2 別記様式第 1 号の耐震化対策整備計画を策定するものとする。

(3) 施設長寿命化計画策定

機能診断等の調査を行い、要領別紙 2 別記様式第 2 号の施設長寿命化計画を策定するものとする。

第 3 【略】

第 4 実施要件

1～4 【略】

5 第 2 の 3 の事業を実施する場合は、要領別紙 1 の第 2 の 1 の (2) の調査又はこれに準ずる調査において、必要と認められたものであること。

第 5 【略】

第 6 その他

1～4 【略】

5 第 2 の 5 の事業の実施に当たっては、要綱第 8 の 1 の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙 1 別記様式第 5 号により調査計画事業計画概要書を提出するものとする。

6 施設長寿命化計画に基づく対策を実施するに当たっては、要綱第 8 の 1 の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙 2 別記様式 3 号により施設長寿命化計画

4 旧農業用ため池で実施した場合の事業費のうち国の助成を除いた残額は、都道府県及び市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努めるものとする。

5 事業実施主体は、受益面積がおおむね10ヘクタール（中山間地域において行われるものにあつては、おおむね5ヘクタール）以上のものにあつては、都道府県、受益面積がおおむね5ヘクタール（中山間地域において行われるものにあつては、おおむね2ヘクタール）以上10ヘクタール（中山間地域において行われるものにあつては、5ヘクタール）未満のものにあつては原則として団体とする。ただし、高度な技術を要するものについては、都道府県とすることができる。

要領別紙 4（用排水施設等整備事業に係る運用）

第 1 【略】

第 2 事業内容

1～4 【略】

【新設】

第 3 【略】

第 4 実施要件

1～4 【略】

5 第 2 の 3 の事業を実施する場合は、要領別紙 1 の第 2 の 2 の調査又はこれに準ずる調査において、必要と認められたものであること。

第 5 【略】

第 6 その他

1～4 【略】

【新設】

【新設】

の概要を作成し、提出するものとする。

要領別紙4-2（用排水施設等整備事業に係る取扱い） 【略】

要領別紙5（農地保全整備事業に係る運用）

第1 【略】

第2 事業内容

1～7 【略】

8 事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するものとする。

第3・第4 【略】

第5 事業の実施等

1・2 【略】

3 第2の8の事業の実施に当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙1別記様式第5号により調査計画事業計画概要書を提出するものとする。

要領別紙5-2（農地保全整備事業に係る取扱い） 【略】

要領別紙6（地域防災機能増進事業に係る運用）

第1 【略】

第2 事業の内容

1～3 【略】

4 実施計画策定等

(1) 実施計画策定

事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するものとする。

(2) 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定

大規模地震発生のおそれのある地域(要領第2の2のアからエまで又はクのいずれかに該当する地域)において、施設の耐震性を調査するとともに、必要に応じて要領別紙2別記様式第1号の耐震化対策整備計画を策定するものとする。

第3～第6 【略】

第7 事業の実施

1～3 【略】

4 第2の4の事業の実施に当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙1別記様式第5号により調査計画事業計画概要書を提出するものとする。

要領別紙4-2（用排水施設等整備事業に係る取扱い） 【略】

要領別紙5（農地保全整備事業に係る運用）

第1 【略】

第2 事業内容

1～7 【略】

【新設】

第3・第4 【略】

第5 事業の実施等

1・2 【略】

【新設】

要領別紙5-2（農地保全整備事業に係る取扱い） 【略】

要領別紙6（地域防災機能増進事業に係る運用）

第1 【略】

第2 事業の内容

1～3 【略】

【新設】

第3～第6 【略】

第7 事業の実施

1～3 【略】

【新設】

要領別紙 7（農業用河川工作物等応急対策事業に係る運用）

第 1 【略】

第 2 事業の内容

1～2 【略】

3 実施計画策定等

(1) 実施計画策定

事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するものとする。

(2) 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定

大規模地震発生のおそれのある地域(要領第 2 の 2 のアからエまで又はクのいずれかに該当する地域)において、施設の耐震性を調査するとともに、必要に応じて要領別紙 2 別記様式第 1 号の耐震化対策整備計画を策定するものとする。

第 3～第 5 【略】

第 6 事業の実施

1 事業を実施するに当たっては、要綱第 8 の 1 の農村振興局長が別に定める書類として要領別紙 7 別記様式第 1 号により事業計画概要書を提出するものとする。

2 第 2 の 3 の事業の実施に当たっては、要綱第 8 の 1 の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙 1 別記様式第 5 号により調査計画事業計画概要書を提出するものとする。

第 7 【略】

要領別紙 8（特定農業用管水路等特別対策事業に係る運用）

第 1 【略】

第 2 事業内容

1～3 【略】

4 1 から 3 までの事業の実施に必要な、施設の諸条件等の調査及び実施計画の策定

第 3・第 4 【略】

第 5 事業の実施

1 特定農業用管水路等特別対策事業を実施するに当たって、土地改良法によらない場合にあっても、要綱第 8 の 1 の事業計画概要書を提出するものとする。

2 第 2 の 4 の事業の実施に当たっては、要綱第 8 の 1 の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙 1 別記様式第 5 号により調査計画事業計画概要書を提出するものとする。

第 6 【略】

要領別紙 7（農業用河川工作物等応急対策事業に係る運用）

第 1 【略】

第 2 事業の内容

1～2 【略】

【新設】

第 3～第 5 【略】

第 6 事業の実施

事業を実施するに当たっては、要綱第 8 の 1 の農村振興局長が別に定める書類として要領別紙 7 別記様式第 1 号により事業計画概要書を提出するものとする。

【新設】

第 7 【略】

要領別紙 8（特定農業用管水路等特別対策事業に係る運用）

第 1 【略】

第 2 事業内容

1～3 【略】

【新設】

第 3・第 4 【略】

第 5 事業の実施

1 特定農業用管水路等特別対策事業を実施するに当たって、土地改良法によらない場合にあっても、要綱第 8 の 1 の事業計画概要書を提出するものとする。

【新設】

第 6 【略】

要領別紙9（水質保全対策事業に係る運用）

第1～第3 【略】

第4 事業実施主体

水質保全対策事業の事業実施主体は下記のとおりとする。

- 1 別表1の区分1、区分5及び区分6の事業実施主体は都道府県又は団体とする。
- 2・3 【略】

第5 【略】

第6 事業の実施等

事業実施主体は、別表1の区分1から区分4までに掲げる事業を実施しようとするときは、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として要領別紙9別記様式第1号又は要領別紙9別記様式第2号及び事業計画平面図を提出するものとする。また、別表1の区分2及び3に掲げる事業を実施しようとするときは次の1の書類を、区分4に掲げる事業を実施しようとするときは次の2の書類を提出するものとする。なお、第5の実施要件の1に基づいて、都道府県農業用水基準を定めた場合は、次の3の書類を提出するものとする。

また、別表1の区分5に掲げる事業を実施する場合にあつては、土地改良法によらない場合にあつても、要綱第8の1の事業計画概要書を提出するものとし、別表1の区分6に掲げる事業を実施する場合にあつては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙1別記様式第5号により調査計画事業計画概要書を提出するものとする。

1～3 【略】

第7・第8 【略】

別表1

事業メニュー

区分	工種	内容
1～5 【略】	【略】	【略】
<u>6 実施計画策定</u>		<u>事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するものとする。</u>

別表2 【略】

要領別紙9（水質保全対策事業に係る運用）

第1～第3 【略】

第4 事業実施主体

水質保全対策事業の事業実施主体は下記のとおりとする。

- 1 別表1の区分1 及び区分5の事業実施主体は都道府県又は団体とする。
- 2・3 【略】

第5 【略】

第6 事業の実施等

事業実施主体は、別表1の区分1から区分4までに掲げる事業を実施しようとするときは、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として要領別紙9別記様式第1号又は要領別紙9別記様式第2号及び事業計画平面図を提出するものとする。また、別表1の区分2及び3に掲げる事業を実施しようとするときは次の1の書類を、区分4に掲げる事業を実施しようとするときは次の2の書類を提出するものとする。なお、第5の実施要件の1に基づいて、都道府県農業用水基準を定めた場合は、次の3の書類を提出するものとする。

また、別表1の区分5に掲げる事業を実施する場合にあつては、土地改良法によらない場合にあつても、要綱第8の1の事業計画概要書を提出するものとする。

1～3 【略】

第7・第8 【略】

別表1

事業メニュー

区分	工種	内容
1～5 【略】	【略】	【略】
【新設】		【新設】

別表2 【略】

要領別紙10（公害防除特別土地改良事業に係る運用）

第1・第2 【略】

第3 事業の内容

1～8 【略】

9 事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するものとする。

第4・第5 【略】

第6 その他

1・2 【略】

3 第3の9の事業の実施に当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙1別記様式第5号により調査計画事業計画概要書を提出するものとする。

要領別紙10-2（公害防除特別土地改良事業に係る取扱い） 【略】

要領別紙11（地すべり対策事業に係る運用）

第1 【略】

第2 事業内容

1～4 【略】

5 施設長寿命化計画策定
機能診断等の調査を行い、要領別紙2別記様式第2号の施設長寿命化計画を策定するものとする。

第3 事業実施主体

1 第2の1、2、4及び5の事業にあつては、都道府県

2 【略】

第4 【略】

第5 事業の実施

1 第2の4の事業を実施するに当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として要領別紙11別記様式第1号により事業計画概要書を提出するものとする。

2 第2の3の事業の実施に当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙1別記様式第5号により調査計画事業計画概要書を提出するものとする。

3 施設長寿命化計画に基づく対策を実施するに当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙2別記様式3号により施設長寿命化計画の概要を作成し、提出するものとする。

要領別紙10（公害防除特別土地改良事業に係る運用）

第1・第2 【略】

第3 事業の内容

1～8 【略】

【新設】

第4・第5 【略】

第6 その他

1・2 【略】

【新設】

要領別紙10-2（公害防除特別土地改良事業に係る取扱い） 【略】

要領別紙11（地すべり対策事業に係る運用）

第1 【略】

第2 事業内容

1～4 【略】

【新設】

第3 事業実施主体

1 第2の1、2、4及び5の事業にあつては、都道府県

2 【略】

第4 【略】

第5 事業の実施

第2の4の事業を実施するに当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として要領別紙11別記様式第1号により事業計画概要書を提出するものとする。

【新設】

【新設】

第6 【略】

要領別紙12（農業用施設等災害管理対策事業に係る運用） 【略】

要領別紙13（農村防災施設整備事業に係る運用）

第1～第4 【略】

第5 事業の実施等

- 1 農村防災施設整備事業を実施するに当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙13別記様式第1号により農村防災施設整備事業計画書を提出するものとする。
- 2 要領別紙13別表4の事業の実施に当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙1別記様式第5号により調査計画事業計画概要書を提出するものとする。

第6 【略】

要領別紙13別表1

整備事業の事業種類及び内容

区分	事業種類	事業内容	備考
1～3 【略】	【略】	【略】	【略】
<u>4 実施計画 策定等</u>	(1) <u>実施計画策定</u> (2) <u>耐震性点検・ 耐震化対策整備 計画策定</u>	<u>事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するものとする</u> <u>大規模地震発生のおそれのある地域(要領第2の2のアからエまで又はクのいずれかに該当する地域)において、施設の耐震性を調査するとともに、必要に応じて要領別紙2別記様式第1号の耐震化対策整備計画を策定するものとする。</u>	

要領別紙13-2（農村防災施設整備事業に係る取扱い） 【略】

要領別紙14（ため池緊急防災環境整備事業に係る運用）

第1 趣旨

要綱別表1の区分Ⅲの(1)に掲げるため池緊急防災環境整備事業の運用及び取扱

第6 【略】

要領別紙12（農業用施設等災害管理対策事業に係る運用） 【略】

要領別紙13（農村防災施設整備事業に係る運用）

第1～第4 【略】

第5 事業の実施等

- 農村防災施設整備事業を実施するに当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙13別記様式第1号により農村防災施設整備事業計画書を提
- 【新設】

第6 【略】

要領別紙13別表1

整備事業の事業種類及び内容

区分	事業種類	事業内容	備考
1～3 【略】	【略】	【略】	【略】
<u>【新設】</u>	<u>【新設】</u>	<u>【新設】</u>	

要領別紙13-2（農村防災施設整備事業に係る取扱い） 【略】

要領別紙14（ため池緊急防災体制整備促進事業に係る運用）

第1 趣旨

要綱別表1の区分Ⅲの(1)に掲げるため池緊急防災体制整備促進事業の運用及び

いについては、要綱及び実施要領によるほか、この運用及び要領別紙14-2に定めるところによる。

第2 事業内容

1 監視・管理体制の強化

災害の発生を未然に防止するために必要な、雨量計や水位計等の観測機器の設置等の実施

2 【略】

【削る。】

3 地域防災上のリスク除去

ため池の統廃合及び代替水源の確保

4 ハード整備の着手促進

ハード整備に着手するために必要な、ため池敷地の所有者を確定するための相続関係の調査、所有者を確定するための申立てに必要な資料作成、用地境界を確定するための測量等の実施

5 実施計画策定

事業の実施に必要な、施設の諸条件等の調査及び実施計画の策定

第3 事業実施主体

1 第2の1, 2, 4 (ため池の統廃合に係るものを除く。)及び5の事業にあつては、都道府県又は団体

2 第2の3及び4 (ため池の統廃合に係るものに限る。)の事業にあつては、都道府県又は市町村

第4 実施要件

1 第2の1及び2の事業にあつては、施設が決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池 (以下「防災重点ため池」という。)であつて、受益面積がおおむね2ヘクタール以上のもの

2 第2の3の事業にあつては次に該当するもの

(1) 防災重点ため池であつて、想定被害額 (農外) が500万円以上のもの

【削る。】

(2) 統廃合に伴い代替水源を確保するための施設設備を伴うもの

3 第2の4の事業にあつては、次のいずれかに該当するもの

(1) 第2の3の事業を実施するために行うものにあつては、2の要件

取扱いについては、要綱及び実施要領によるほか、この運用及び要領別紙14-2に定めるところによる。

第2 事業内容

1 監視・管理体制の強化

災害の発生を未然に防止するために必要な、雨量計や水位計等の観測機器の設置、監視・管理に必要な技術習得のための研修の開催、地域住民を含めた管理体制の構築に資する活動等の実施

2 【略】

3 減災対策の実施

地域における減災の意識を醸成するために必要な、ハザードマップの作成及びこれを活用した防災訓練の実施

4 地域防災上のリスク除去

農業用又は旧農業用ため池の廃止

5 ハード整備の着手促進

ハード整備に着手するために必要な、ため池敷地の所有者を確定するための相続関係の調査、所有者を確定するための申立てに必要な資料作成、用地境界を確定するための測量等の実施

【新設】

第3 事業実施主体

1 第2の1から3まで及び5 (農業用又は旧農業用ため池の廃止に係るものを除く。)の事業にあつては、都道府県又は団体

2 第2の4及び5 (農業用又は旧農業用ため池の廃止に係るものに限る。)の事業にあつては、都道府県又は市町村

第4 実施要件

1 第2の1から3までの事業にあつては、次に該当するもの

(1) 施設が決壊した場合、下流の人家や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池であつて、受益面積がおおむね2ヘクタール以上のもの

(2) 事業の完了までに要領別紙1の第2の6、若しくは要領別紙1の第2の8の耐震化対策整備計画の策定を実施する見込みのあるもの又は要綱別表1のIIの(2)の事業を実施しているもの

2 第2の4の事業にあつては次に該当するもの

(1) 施設が決壊した場合に下流の人家や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池であつて、想定被害額 (農外) が500万円以上のもの

(2) ため池堤体の所有者が地方公共団体でないもの

(3) 廃止に伴い水路等の施設設備を伴うもの

3 第2の5の事業にあつては、次のいずれかに該当するもの

(1) 第2の4の事業を実施するために行うものにあつては、2の要件

(2)(1)以外の場合には、1の要件

第5 事業採択期間

事業採択期間は第2の1、2及び4の事業にあつては平成32年度までとする。ただし、第2の4の事業にあつては、第2の3の事業を実施するために行う場合は除く。

【削る。】

第6 事業の実施

1 本事業の実施に当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として要領別紙3別記様式第2号により都道府県ため池対策実施計画を提出するものとする。

2 【略】

3 【略】

4 【略】

5 第2の5の事業の実施に当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙1別記様式第5号により調査計画事業計画概要書を提出するものとする。

要領別紙14-2 (ため池緊急防災環境整備事業に係る取扱い)

第1 【略】

【削る。】

第2 地域防災上のリスク除去

要領別紙14の第2の3の事業にあつては、農業者等が管理するものであって、災害発生の防止、安全管理又は水管理の合理化等を図ることを目的とするものに限るものとし、機能を統廃合の上で必要最低限の整備であつて、次の要件の全てに該当するものとする。

1 埋立てによる土地造成を行わないもの。ただし、堤体の掘削により生じる発生土のみで埋立てる場合を除く。

2 事業実施に先立ち、事業実施主体は廃止後の維持管理を行う者と、常時及び非常時の見回り方法、開削部等に異常が確認された場合の対応方法について、明らかにしていること。

【削る。】

(2)(1)以外の場合には、1の要件

第5 事業期間

1 事業採択期間

(1) 第2の1から3まで及び5（農業用又は旧農業用ため池の廃止に係るものを除く。）の事業にあつては、平成31年度までとする。

(2) 第2の4及び5（農業用又は旧農業用ため池の廃止に係るものに限る。）の事業にあつては、平成34年度までとする。

2 事業実施期間

おおむね5年間又は併せて行うため池に係る整備事業の完了までの期間のいずれか短い期間

第6 事業の実施

【新設】

1 【略】

2 【略】

3 【略】

【新設】

要領別紙14-2 (ため池緊急防災体制整備促進事業に係る取扱い)

第1 【略】

第2 監視・管理体制の強化

要領別紙14の第2の1の地域住民を含めた管理体制の構築に資する活動とは、防災・減災等の文献・事例の収集・調査、ワークショップの開催、パンフレットの作成及び生態系・景観等の保全等とする。

第3 地域防災上のリスク除去

要領別紙14の第2の4の事業にあつては、農業者等が管理するものであって、災害発生の防止、安全管理又は水管理の合理化等を図ることを目的とするものに限るものとし、機能を廃止の上で必要最低限の整備であつて、次の要件の全てに該当するものとする。

1 埋立て等により土地造成がなされるときは、当該土地が公共の用に供されるものであること。

2 市町村等地方公共団体による事業完了後の維持管理計画が明らかとなっていること。

3 旧農業用ため池で実施する場合には、従前に農業用水を貯留する施設として使用されていたものであり、かつ、他の用途に使用していないもの

第3 ハード整備の着手促進

要領別紙14の第2の4の所有者を確定するための申立てとは、不在者財産管理人の選任の申立て、土地の権利者が死亡している場合の相続財産管理人の選任の申立て等をいう。

要領別紙15 (ため池群管理体制整備事業に係る運用)

第1 【略】

第2 事業内容

要領別紙の3第2の2の事業と一体的に行う管理体制の見直しに必要なワークショップや研修の開催、広域管理計画の策定、広域管理の試行等の実施

第3 【略】

第4 実施要件

要領別紙3の第2の2の事業と併せ行うもの

第5 事業の実施

事業の実施に当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として要領別紙3別記様式第1号により農用地災害防止ため池整備計画を提出するものとする。

要領別紙16 (農業水利施設危機管理対策事業に係る運用)

第1 趣旨

要領別表1の事業区分2の(1)に掲げる農業水利施設危機管理対策事業の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用の定めるところによる。

第2 事業内容

1 農業用施設等の災害に係る危機管理のために必要な情報に関するシステムの整備

2 土地改良施設の災害に係る危機管理向上のために必要な施設の整備
雨量計若しくは水位計等の観測機器、緊急放流施設、緊急排水ポンプ、安全導排水路、洪水水位調節のための施設又は装置、ポンプ若しくはゲート等の遠隔操作装置、非常時の施設機能維持のための非常用電源装置又は防水対策施設等の整備

第3 事業実施主体

都道府県

第4 実施要件

第4 ハード整備の着手促進

要領別紙14の第2の5の所有者を確定するための申立てとは、不在者財産管理人の選任の申立て、土地の権利者が死亡している場合の相続財産管理人の選任の申立て等をいう。

要領別紙15 (ため池群管理体制整備事業に係る運用)

第1 【略】

第2 事業内容

要領別紙3の第2の3の事業と一体的に行う管理体制の見直しに必要なワークショップや研修の開催、広域管理計画の策定、広域管理の試行等の実施

第3 【略】

第4 実施要件

要領別紙3の第2の3の事業と併せ行うもの

第5 事業の実施

事業の実施に当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として要領別紙1別記様式第8号により農用地災害防止ため池整備計画を提出するものとする。

【新設】

都道府県知事が要領別紙16別記様式第1号の農業水利施設の緊急対策実施方針に定めた施設であること。

第5 事業の実施

実施に当たっては、要領別記第1号、第3号及び要領別紙16別記様式第1号を提出するものとする。

要領別紙1別記様式第1号～要領別紙1別記様式第3号 【略】

要領別紙1別記様式第4号 【略】

要領別紙1別記様式第5号 【略】

要領別紙2別記様式第1号 【略】

要領別紙2別記様式第2号 【略】

要領別紙2別記様式第3号 【略】

要領別紙3別記様式第1号 【略】

要領別紙3別記様式第2号

要領別紙1別記様式第1号～要領別紙1別記様式第3号 【略】

要領別紙1別記様式第9号 【略】

要領別紙1別記様式第6号 【略】

要領別紙1別記様式第4号 【略】

要領別紙1別記様式第5号 【略】

要領別紙1別記様式第7号 【略】

要領別紙1別記様式第8号 【略】

【新設】

1 ため池の整備方針

【基本的な考え方】

(1) 今後の見直し

(2) ため池の防災・減災対策の基本的考え方

(3) 管理等の技術支援

2 防災重点ため池の対策実施計画及び実績

(1) 防災重点ため池数：○○○か所

(2) 実施計画及び実績

区分	対策必要ため池数 (箇所)	H〇まで実施済 (箇所)	左記の年度毎内訳（当面5か年程度）					備考
			H〇 (箇所)	H〇 (箇所)	H〇 (箇所)	H〇 (箇所)	H〇 (箇所)	
対策段階①	ため池マップ作成 ・公表							備考欄に マップ数を 記載
	緊急連絡体制の整備							
	浸水想定区域図作成							
	ため池データベース の整備							
	地域防災計画への位 置付け							
	保全管理体制強化の 取組							
対策段階②	ハザードマップ作成 ・公表							
対策段階③	水位計設置等の観測設 備設置							
	豪雨対策調査							
	耐震対策調査							
	うち豪雨対策							
	うち耐震対策							
④	老朽化対策							
⑤	ため池廃止							

要領別紙5別記様式第1号～要領別紙14別記様式第2号 【略】

要領別紙16号別記様式第1号

要領別紙5別記様式第1号～要領別紙14別記様式第2号 【略】

【新設】

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

都道府県知事

農業水利施設の緊急対策実施方針（変更注1）

農村地域防災減災事業実施要領（平成25年2月26日付24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知）別紙16の第5に基づき農業水利施設の緊急対策実施方針を策定（変更注1）したので提出します。

対象施設及び課題と対策内容

施設名	課題	対策種別注2	対策内容

注1 実施方針を変更する場合は表題に（変更）を追記するとともに、文中の策定を変更に修正するものとする。

注2 対策種別には要領別紙16の第2の1及び2のいずれか該当するものを記載